

文教福祉常任委員会日程

平成31年2月28日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 6 号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 7 号 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 8 号 平成30年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出2款総務費の内3項、3款民生費、
4款衛生費の内1項3目から4目、9款教育費
第2表繰越明許費補正1追加の内3款民生費
- (4) 議案第 9 号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- (5) 議案第10号 平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- (6) 議案第11号 平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- (7) 議案第15号 平成31年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- (8) 議案第16号 平成31年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- (9) 議案第17号 平成31年度八街市介護保険特別会計予算について

文教福祉常任委員会会議録

招 集 年 月 日	平成31年2月28日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻	開 会	午前10時00分	委 員 長	服 部 雅 恵
及 び 宣 告	閉 会	午後 2時53分	副委員長	小 高 良 則
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	服 部 雅 恵	欠	角 麻 子	出
	小 高 良 則	出	山 田 雅 士	出
	京 増 藤 江	出	小 川 喜 敬	出
	加 藤 弘	出		
委員外議員	議長 木村利晴	出		
委員会に出席した	事務局長 岡本裕之		副主幹 小川正一	
事務局職員職氏名	主査補 吉井博貴		主査補 嘉瀬順子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	副 市 長 鶴 澤 広 司		教 育 次 長 村 山 のり子	
	市 民 部 長 和 田 文 夫		教 育 総 務 課 長 川 名 弘 晃	
	市 民 課 長 春 日 葉 子		学 校 教 育 課 長 西 貝 喜 彦	
	国保年金課長 吉田正明		社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 関 貴美代 兼 郷 土 資 料 館 長	
	障がい福祉課長 高梨富美子			
	高 齢 者 福 祉 課 長 田 中 和 彦		ス ポ ー ツ 振 興 課 長 堀 越 和 則 兼 ス ポ ー ツ プ ラ ザ 所 長	
	子 育 て 支 援 課 長 市 川 明 男		図 書 館 長 兼 視 聴 覚 教 材 セ ン タ ー 所 長 高 橋 みち子	
	健 康 増 進 課 長 飛 田 雅 章		そ の 他 関 係 職 員	
そ の 他 関 係 職 員				
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○小高副委員長

定足数と日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

本日の欠席の届け出が服部雅恵委員長からありましたので、私、副委員長の小高が職務を行います。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に加藤弘委員、角麻子委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり9件です。

議案第6号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○市川子育て支援課長

それでは、議案第6号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

付議案の11ページをごらんください。

このたびの改正につきましては、児童クラブで勤務しております放課後児童支援員の基礎資格要件に関する改正でございます。

今回、学校教育法の改正によりまして、平成31年4月1日から、新たに専門職大学制度が設けられることとなりました。また、この専門職大学の前期課程修了者には、短期大学卒業者と同様の学位が授与されることから、第10条第3項第5号中、卒業した者の次に、(当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)を加えようとするものでございます。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

専門職大学というのは私よくわからないんですけど、これは子どもに関するいろんなことを学ぶような、そういう大学なんですか。

○市川子育て支援課長

専門職大学と一般大学との違いでございますが、従来の大学につきましては、専門教育と教養教育や学術研究を合わせて行う機関の性格から、比較的学問の色彩の強い教育が行われる傾向がございます。専門職大学につきましては、特定職種における業務進行能力の育成に加

え、特に長期の企業内実習や関連の職業分野に関する教育等を通じ、高度な実践力や豊かな創造力を培う教育に重点を置く点で、特色がございます。また、教育課程の開発等を産業界と連携を行うことにより、より実践的な教育を行う仕組みという形になっております。

なお、平成31年開校予定の国の認可でございますが、現在、専門職大学につきましては、高知リハビリテーション専門職大学並びに国際ファッション専門職大学、この2校が国の認可を受けているところでございます。

○京増委員

とても高度な専門職のようですけど、そういう方が本当に児童クラブに勤めてくださるかどうかというようなことは、ちょっと想像できないんですけど、子どもに関する専門職の方が児童クラブで働いてくださるということは、本当に必要なことだと思うんですけど、そのためには待遇をきちんとしなければ集まってくれない。今だって専門職じゃなくてもなかなか集まりが悪いというふうに聞いておりますので、ぜひそういう待遇のことも今後考えて、そしてこの専門職もというところで検討していただきたいと思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第6号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○市川子育て支援課長

それでは、議案第7号、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

付議案の12ページをごらんください。

このたびの改正につきましては、受給資格者の所得を確認する方法に関する改正でございまして、これまでは、1月から6月までに申請された場合につきましては、前々年の所得を確認しておりましたが、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成実施要領の改正によりまして、1月から9月までに申請される場合につきましては、前々年の所得で確認することとされたことから、第3条中第1項第1号中の6月を9月に改めようとするものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○加藤委員

これは、要項の一部ということですが、その内容はどのような。

○市川子育て支援課長

今回のですが、国の方の生活困窮者等の自立を促進するための、生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律の施行によりまして、厚生労働省の関係省令を整備に係る省令の公布がございました。これに伴いまして、千葉県からこちらの方に補助を受けておりますが、千葉県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領、こちらの方が見直しをされたものでございます。

なお、この千葉県のひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領につきましては、ひとり親家庭等の補助金交付要綱に基づいて、市町村が実施するための助成事業の適正な事務を図るため、その取り扱いを定めたものでございまして、これに準じて前々年の所得に応じまして、1月から6月の申請につきましては、見るという形になっております。

○小高副委員長

ほかに質疑はございますか。

○京増委員

この6月から9月まで3カ月延ばすことによって、何か対象者にとってはメリット、デメリット、それはどうなのかお伺いします。

○市川子育て支援課長

こちらにつきましては、県の方も、先ほど言った生活困窮者ということで、児童扶養手当、こちらの基準に、所得の方がこれまで年3回であったものが、年6回の支給に11月から施行されるという形がありまして、その審査の方が毎年8月に現況調査をするんですが、こちらの方が事務の煩雑さがあるということで、6月から9月まで前々年の所得に応じて審査をするという規定がございまして、これに準じまして、千葉県のひとり親家庭につきましても、6月から9月に改正されたものでございます。

○小高副委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第7号、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出2款総務費の内3項について、提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、歳出2款総務費の内3項戸籍住民基本台帳費についてご説明いたします。

補正予算書の22ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、予算額の増減はありませんが、15款1項3目の県移譲事務交付金の内、旅券法及び旅券法施行規則に係る交付金が1万1千円増額となったため、一般財源から特定財源に変更するものでございます。

以上で、2款総務費の内3項戸籍住民基本台帳費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費について、提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

○高梨障がい福祉課長

それでは、補正予算書の25ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障がい者福祉費についてご説明いたします。

補正前の額から1千600万円を減額し、補正後の額を18億9千128万4千円としようとするものでございます。

説明欄をごらんください。障がい者自立支援給付事業費1千600万円の減額は、20節扶助費で自立支援医療費の更生医療について、今年度見込額が確定したことによる減額でございます。

○吉田国保年金課長

続きまして、5目老人福祉費についてご説明いたします。

補正前の額から、213万6千円を減額し、補正後の額を7億7千994万8千円としようとするものでございます。

後期高齢者医療事業費145万6千円の減額につきましては、19節負担金補助及び交付金におきまして、千葉県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金の額の確定によるものでございます。後期高齢者医療特別会計繰出金68万円の減額につきましては、28節繰出金におきまして、千葉県後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金額の確定により、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

○市川子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費についてご説明いたします。

同じく補正予算書の25ページをごらんください。

1目児童福祉費総務費につきましては、補正前の額に197万2千円を増額し、補正後の額を1億2千57万5千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。児童福祉総務費197万2千円を増額につきましては、13節委託料では第2期こども子育て支援事業計画策定業務委託料の本年度分が確定したことにより104万円の減、並びに23節償還金利子及び割引料で、平成29年度分のこども子育て支援交付金の精算に伴う返還金301万2千円を増額でございます。

次のページをごらんください。

2目児童措置費につきましては、補正前の額から5千850万5千円を減額し、補正後の額を9億3千608万5千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。児童手当支給費5千850万5千円の減額につきましては、20節扶助費でございまして、本年度の児童手当支給見込額が確定したことによる減額でございます。

3目母子福祉費につきましては、補正前の額から1千102万9千円を減額し、補正後の額を3億7千45万9千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。児童扶養手当支給費1千102万9千円の減額につきまして

は、同じく20節扶助費でございまして、本年度分の児童扶養手当支給見込額が確定したことによる減額でございます。

4目児童福祉施設費につきましては、補正前の額から906万3千円を減額し、補正後の額を8千793万円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。児童館整備事業費906万3千円の減額につきましては、13節委託料で、本年度に計画しておりました実施計画業務及び地番調査業務につきましては、新年度に新たに行うことになりましたことが、減額の主な理由でございます。

次のページをごらんください。

5目保育園費につきましては、補正前の額から915万2千円を減額し、補正後の額を13億9千760万8千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明申し上げます。私立認定こども園運営費補助事業費200万2千円の増額につきましては、19節負担金補助及び交付金でございまして、本年度分の支給見込額が確定したことによる施設型給付費負担金の増額が主なものでございます。保育園施設整備事業費1千286万円の減額につきましては、15節工事請負費で支出見込額が確定したことによる減額が主なものでございます。私立小規模保育事業所施設整備事業費170万6千円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料で、平成29年度分の保育所等整備交付金の精算に伴う返還金でございます。

以上で3款民生費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。また、質疑の際にはページ数、款・項・目、説明欄等を明確にして質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

○京増委員

26ページの保育園費についてお伺いします。私立小規模保育所施設整備事業費についてですけれど、この施設整備によりまして、今度待機児童が少なくなるかと思うんですが、新年度の子どものための保育所の待機児童はどのぐらいの見込みなのか、お伺いします。

○市川子育て支援課長

初めに、こちらの私立小規模保育所事業整備費の返還金でございますが、こちらにつきましては、平成29年度の小規模保育でございまして、昨年4月1日から開園しております「いろはに保育園」、こちらの補助金額が確定したことによるもので、返還が伴ったという形になっております。

新年度の保育の入所状況ということでございますが、現在精査をしているところでございますが、昨年は十数名待機が出ておったんですが、今年の方は1歳、2歳の方が非常に多く、もう少し多くなってしまいう見込みでございますが、人数までについては、申し訳ありません。まだ正式に決定しておりませんが、20名近くになってしまう可能性があるということで、ご理解いただければと思っております。

○小高副委員長

ほかに質問はありますか。

○加藤委員

26ページの児童措置費、減額で5千805万5千円という大きい金額がありますけれど、どうしてこれだけ大きな額が減額されなければいけないのか、その辺の予算を立てたときと、どのような変化があったのか。

○市川子育て支援課長

こちらの新年度の予算編成の過程でございますが、例年10月を大体基準としていまして、それまでの支出状況と今後の支出見込みを求めて計算しておりましたが、今年度につきましては、支出が実際に少なかったということでございます。

これにつきましては、児童の減少というのが非常に関わってきております。私の方で3月31日現在の0歳から5歳までの人数でございますが、平成29年3月31日末ですが、この当時に2千411人(0歳から5歳)いたものが、平成30年3月31日の段階では2千329人と、約82人の児童が減少しているということがございまして、こういう形の人口が、少子化が大きな原因という形では認識しているところでございます。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の内、1項1目から4目について、提案者の説明を求めます。

○飛田健康管理課長

それでは、4款衛生費についてご説明申し上げます。

補正予算書の27ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費中、1目保健衛生総務費、3目母子保健費及び4目健康増進費についてご説明申し上げます。

1目保健衛生総務費は、補正前の額から497万1千円を減額し、補正後の額を1億5千186万3千円とするものでございます。

説明欄をごらんください。保健衛生総務費、19節印旛市郡小児初期急病診療所負担金55万6千円の増及び成田市急病診療所負担金40万円の減は、負担金額の確定によるものでございます。

病院医療機器整備事業補助金481万9千円の減は、成田赤十字病院の医療機器整備費について、今年度は県補助事業として採択されたため、成田赤十字病院より市町村に対する補助金交付申請を辞退するとの申し出があったことにより、予算額を全額減とするものでございます。保健活動諸費30万8千円の減は、市民の健康増進に係る普及啓発活動等を実施する保健推進員が定員40人以内のところ、今年度は18人だったことによる報償費の減でござ

います。

3目母子保健費は、補正前の額から43万5千円を減額し、補正後の額を2億5千891万円とするものでございます。

説明欄をごらんください。子ども医療費助成事業費43万5千円の減は、子ども医療費助成受給券の更新事務が、当初の見込みより早く完了したことにより、当該事務に従事した臨時職員の賃金を減額するものでございます。

4目健康増進費は、補正前の額から1千60万1千円を減額し、補正後の額を7千930万3千円とするものでございます。

説明欄をごらんください。後期高齢者医療健康診査受託事業費164万6千円の減は、事業終了に伴い、13節健康診査委託料が確定したことによるものでございます。

なお、平成30年度の健診受診者は、前年度と比較して116人増の1千744人でございました。

次のページをごらんください。

健康増進事業費871万2千円の減のうち、7節賃金121万3千円の減は、執行実績から不用と見込まれる額を減額するものでございます。

13節委託料725万2千円の減は、子宮頸がん検診を除いて各種がん検診事業が終了したことに伴い、執行残を減額するものでございます。

平成30年度のがん検診の受診状況でございますが、胃がん検診は、前年度と比べ39人増の3千660人で受診率は16.9パーセント。大腸がん検診は、前年度と比べ46人減の6千109人で受診率は28.2パーセント。肺がん検診は、前年度と比べ46人増の5千443人で受診率は25.1パーセント。前立腺がん検診は、前年度と比べ4人増の2千624人で受診率は34.4パーセント。乳がん検診は、前年度と比べ39人減の5千454人で受診率は38.1パーセントとなりました。

健康づくり増進計画策定事業費24万3千円の減は、昨年6月に策定が完了した「八街市健康プラン」の印刷製本が完了したことによる執行残の減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○京増委員

まず、27ページの保健衛生総務費についてお伺いします。印旛市郡小児初期急病診療所負担金についてですが、八街市における利用状況は、この間どういう推移なのかお伺いします。

○飛田健康管理課長

印旛市郡小児初期急病診療所におけます八街市の方の利用の状況でございますが、平成30年度、算定の期間といたしましては、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間というくくりになりますけれども、こちらの利用者の数が、平成30年度1千97人、受診者の割合といたしましては、全体の10.81パーセントを占めておりました。

○京増委員

この利用者数というのは、増えているんですか、減っているんですか。

○飛田健康管理課長

利用者の数といたしましては、減少傾向でございます。

○京増委員

子どもたちが健やかに成長してほしいなどとお聞きしたんですけれど。

次に、健康増進費について、4月後期高齢者医療費についてですが、この受診率は県平均と比べるとどうなのか、お伺いします。

○飛田健康管理課長

後期高齢者健診につきまして、八街市における受診率23.72パーセントに対しまして、県全体で見ますと、35.56パーセントでございました。

○京増委員

八街市が求めている健診率というか、目標にしている健診率はどのくらいですか。

○飛田健康管理課長

一応、目標といたしましては、県平均と同程度ということで、35.8パーセントを目標としております。

○京増委員

後期高齢者については医療費が、医療が後期高齢者医療、本当に高齢者の皆さんが増えることと、それから医療費によってまた保険料が上がっていくということで、ぜひ皆さんが健康増進に向かえるような、そういう受診率に頑張ってくださいと思います。

次に28ページ、健康増進事業費についてですが、かなりこのがん検診の受診率は、項目によってばらつきがあるんですが、特に検診率が低い項目については、どのような原因があるとお考えでしょうか。

○飛田健康管理課長

各種がん検診の中で、受診率が低いものとしたしましては、胃がん検診の受診率が16.9パーセントと低い状況になっているんですけれども、この要因の1つとしたしましては、胃がん検診につきましては、この検診のほかにと申しますか、既にそれぞれが各自お医者さんで検診を受けたりあるいは治療を受けたりという方がおられますので、その方々は検診の対象とはなりませんので、その分で若干と申しますか、低い数値になっているかなということが考えられます。

○京増委員

そういう理由もあるかもしれないんですけれど、ですけど、早く病気を見付けるためには、病院にかかっていないような方も検診をしていかなければ病気を防げないというふうに思います。下のところに健康プランも作られましたけれど、病気による経済悪化、それから自殺にも至っていくというところでは、本当に健康増進をいかにしていくかと、いかに進めていくかというところで、研究をしていただきたいと思います。

次に、健康づくり増進計画策定についてですが、本当にこれは私もいろいろと参考にさせていただいているんですが、せっかくいい内容、市民の皆さんが知るべき内容がたくさんあると思います。これをどのように皆さんに内容を広めていくのか、その点について伺います。

○飛田健康管理課長

八街市健康プランにつきましては、その内容が各種施策にわたりますので、それぞれの施策を推進していく中で、健康プランについて、こういうふうに定めてやっておりますというようなPR、その辺を各事業ごとにあるいは健康プラン自体、このプランができ上がりましたということにつきましては、ホームページで公表する、あるいは今後の広報紙の中で健康プランについて、こういうのを八街市は始めましたということで、定期的にお知らせをしていくような記事を設けて、市民の皆様幅広く知っていただけるように努めていきたいというふうに考えております。

○京増委員

八街市は寿命も短い、それから65歳以上の方の自立期間も短いというところでは、本当に健康に問題があると思うんです。それで、街づくりも市民の皆さんと協働して推進していくということになっておりますので、そういう方たちにも大いに内容を知らせていただきたい。私も民生委員の方とかいろんな団体の方たちにも、こういう内容になっていますよということをお知らせしています。やっぱり、市民の方はそういう市政のもとになる、そういうことを知りたいという要求が高いなということを感じておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

27ページの保健衛生総務費の中で保健活動費、推進員へ謝礼ということで、先ほど40人以内のところを18人だったということですが、この18人でいろいろやることはやれたのか。

○飛田健康管理課長

今年度は、40人以内のところを18人ということでございましたけれども、18人を3つのグループに分けて、栄養グループ、運動グループ、子育てグループという3つに分けて、年4回から6回、伝達講習等を実施していただきました。人数としては少ないんですけども、事業の内容といたしましては、予定どおり実施できているものと考えております。

○加藤委員

それをもっときめ細かに健康等を考えた場合、やっていく必要もあるかと思っておりますので、その人数が40人までオーケーであれば、もう少し増やすような算段をして、きめ細かく多くの方に講習等をできるようにしていただきたいと思いますが、その辺のことはいかがですか。

○飛田健康管理課長

人員の確保策ですけれども、これにつきましては、誰でもいいというわけではなくて、健康に関して意欲をもって、ほかの保健推進員さんとも協力して続けていっていただけるような方をお願いしたいと考えております。

また、各種の健康教育ですとか伝達講習を今実際に行っているわけですけれども、その参加者の方の中から、活動していただけたらいい方にお声がけをしていったりですとか、あるいは保健推進員の講習について、広報紙ですとかホームページ等で広くPRしていくことによって、できるだけ人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出9款教育費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○西貝学校教育課長

それでは、補正予算書の31ページをごらんください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費についてご説明いたします。

補正前の額から344万7千円を減額して、補正後の額を1億1千83万8千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。教育指導諸費271万5千円の減額は、4節共済費で特別支援教育支援員、校内適応指導教室補助教員の保険料の確定に伴うものでございます。教育支援体制整備事業費73万2千円の減額は、4節共済費及び7節賃金で、発達障害支援アドバイザーの保険料及び賃金の確定に伴うものでございます。

○川名教育総務課長

それでは、次の32ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費についてご説明いたします。

補正前の額から42万1千円を減額し、補正後の額を1億2千903万1千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。小学校空調設備整備事業費42万1千円の減額は、11節需用費消耗品で、これは国庫補助金であるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の事務費の交付額が決定したことに伴う減額補正です。

○西貝学校教育課長

続きまして、2目教育振興費についてご説明いたします。

補正前の額から60万2千円を減額して、補正後の額を7千904万2千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。小学校教育振興費60万2千円の減額で、14節使用料及び賃借料35万9千円の減額は、陸上大会や音楽発表会、各小中学校の社会科見学等で利用するバス借上料が、当初の見込額を下回ったため減額するものです。

○川名教育総務課長

それでは、引き続き補正予算書の32ページをごらんください。

3項中学校費、1目学校管理費についてご説明します。

補正前の額から48万9千円を減額し、補正後の額を9億1千502万円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。中学校空調設備整備事業費48万9千円の減額は、11節需用費消耗品で、これも小学校費と同様に、国庫補助金であるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の事務費の交付額が決定したことによる減額補正です。

○関社会教育課長

続きまして、5項社会教育費につきましてご説明いたします。

初めに、1目社会教育総務費ですが、補正前の額から39万3千円を減額し、補正後の額を1億1千560万2千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。青少年健全育成費40万4千円の減額は、8節報償費39万円の減額で、小学校3校の放課後子ども教室と体験型放課後子ども教室、子どもキラットスマイル広場の指導員等謝礼の減額です。

33ページをごらんください。

18節備品購入費1万4千円の減額は、昨年12月に開設しました実住小学校放課後子ども教室の備品購入費の減額です。青少年育成基金費1万1千円の増額は、25節積立金で、青少年育成基金運用益の積立金です。

○高橋図書館長

続きまして、3目図書館費につきましてご説明いたします。

補正前の額から204万6千円を減額し、補正後の額を1億4千202万円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。図書館整備事業費204万6千円の減額につきましては、13節委託料、空調設備更新工事設計業務において、履行期限までにその業務が完了とならず、契約を解除したため、204万6千円を減額補正するものです。

○西貝学校教育課長

続きまして、6項保健体育費、2目学校保健費についてご説明いたします。

補正前の額から111万2千円を減額しまして、補正後の額を3千489万7千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。学校保健管理費111万2千円の減額は、7節賃金34万5千円の減額は、給食補助員の賃金の確定に伴うものです。

12節役務費33万6千円の減額は、飲料水水質検査が入札により契約額が決定したため

す。

13節委託料43万1千円の減額は、児童・生徒及び教職員の健康診断の受診者が、当初見込数より人数が少なかったためです。

○堀越スポーツプラザ所長

続きまして、4目スポーツプラザ費についてご説明いたします。

補正額の増減はございませんが、20款5項3目雑入のスポーツ振興くじ助成金の補正に伴い、財源内訳を、地方債及び一般財源に変更するものです。

以上で9款教育費補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○西貝学校教育課長

恐れ入ります。訂正と付け足しをお願いいたします。

予算書32ページ、小学校振興費でございますが、先ほど使用料及び賃借料35万9千円と申し上げましたが、60万2千円の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

続いて、3項中学校費、2目教育振興費でございますが、こちらの方は国庫補助金が118万3千円減額になっておりますので、一般財源から118万3千円を充当するものでございます。

以上でございます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

31ページ、教育指導費についてですが、支援員等の保険料が減額になっているんですが、これは予定の人数よりも減ったとか、そういうことがあるのかどうか、お伺いします。

○西貝学校教育課長

人数は変わっておりませんが、一人枠のところを二人でやっているところがございまして、その関係で保険料が必要のない部分が出ているためでございます。

○京増委員

二人でやるところを一人でやっているのか、ちょっとよく意味がわからなかったのです。

○西貝学校教育課長

本来一人のところを二人で分担してやっているということでございます。5日間勤務のところを、2日と3日に分けているということでございます。

○小高副委員長

続けて質疑はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費補正1追加の内3款民生費について、提案者の説明を求めます。

○市川子育て支援課長

それでは、大変申し訳ございません。補正予算書の6ページにお戻りくださいませ。

第2表繰越明許費補正1追加についてご説明いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、児童福祉総務費125万円につきましては、第2期こども子育て支援事業計画策定業務委託料でございまして、契約期間につきましては、来年3月25日まででございまして、本年度に全ての業務が完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

また、次の保育園施設整備事業費822万6千円につきましては、朝陽保育園の調理室改修工事と、二州第一保育園のテラス改修工事に係る工事請負費でございまして、設計などに不測の日数を要したことから、本年度中に完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、第2表繰越明許費補正1追加の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分については原案のとおり可決されました。

執行部の皆さんに申し上げます。

議案第6号、第7号、第8号に係る職員は退室して結構です。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をします。

(議案第6号、第7号、第8号関係の執行部退席)

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前10時58分)

○小高副委員長

再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

議案第9号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款について、提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

それでは、議案第9号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2千49万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億6千156万4千円にしようとするものでございます。

では、事項別明細により、詳細についてご説明いたします。

予算書の9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、4款1項繰越金、2目その他繰越金は、補正前の額に2千49万4千円を追加し、補正後の額を2千49万5千円にしようとするもので、平成29年度決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、10ページをごらんください。

6款1項1目基金積立金は、補正前の額から9千833万2千円を減額し、補正後の額を1億313万7千円に、また、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、補正前の額に1億1千882万6千円を追加し、補正後の額を1億1千883万円にしようとするものでございます。

8款3目償還金は、平成29年度の療養給付費負担金及び特定健康診査保健指導負担金の額の確定に伴い返還をするもので、この返還金の捻出にあたり、6款1目基金積立金において前年度繰越金からの差額を減額するものでございます。

以上で平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第9号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款について、提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

続きまして、議案第10号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

この補正予算につきましては、既定の予算に歳入歳出それぞれ819万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億812万3千円にしようとするものでございます。

では、事項別明細により、詳細についてご説明いたします。

9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は、補正前の額に326万2千円を追加し、補正後の額を2億5千335万1千円に、また、2目普通徴収保険料は、補正前の額に317万6千円を追加し、補正後の額を2億1千20万5千円にしようとするもので、これは現年分保険料の増額分でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は、補正前の額から68万円を減額し、補正後の額を1億3千182万5千円にしようとするもので、これは保険料軽減措置に伴う県及び市の交付金が決定されたことにより、減額するものでございます。

4款1項1目繰越金は、補正前の額に243万4千円を追加し、補正後の額を443万4千円にしようとするもので、これは平成29年度後期高齢者医療特別会計決算に伴います剰余金を計上するものでございます。

次に歳出でございますが、10ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に692万2千円を追加し、補正後の額を5億9千854万6千円にしようとするもので、これは、現年度分の保険料の増額や保険基盤安定負担金の確定などに伴い、広域連合の納付金を増額するものでございます。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正前の額に127万円を追加し、補正後の額を127万円にしようとするもので、これは平成29年度の剰余金が確定したため、一般会計への繰出金を計上するものでございます。

以上で平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第10号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款について、提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

それでは、議案第11号、平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ478万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億5千301万1千円にしようとするものでございます。

詳細につきましては事項別明細によりご説明いたします。

補正予算書の9ページをごらんください。

まず最初に、歳入でございますが、3款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、6目保険者機能強化推進交付金に430万8千円を計上しようとするものでございます。これは、自立支援重度化防止等に関する市町村の取り組みに対する交付金でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入につきましては、1目利子及び配当金に47万8千円を追加し、補正後の額を47万9千円にしようとするものでございます。これは、介護給付費準備基金3億340万円をちばみらい農業協同組合八街支店に預け入れした積立金利子47万8千円でございます。

次に、歳出でございますが、10ページをごらんください。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費につきましては、1目一般介護予防事業費の財源内訳を補正しようとするもので、一般財源から150万5千円を国・県支出金へ組み替

えを行うものでございます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、1目地域支援事業費の補正額の財源内訳のうち、一般財源280万3千円を国・県支出金へ組み替えを行うものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金につきましては、1目介護給付費準備基金積立金に478万6千円を追加し、補正後の額を1億8千196万2千円にしようとするものでございます。これは、全額が25節積立金でございます。

以上で平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

9ページ、歳入についてですが、国庫支出金で保険者機能強化推進交付金430万8千円が増額になっているんですけど、この保険者機能の強化というのは、どういうわけで国から入ってきたのか。何か、その入ってきた理由についてお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

こちらの交付金につきましては、平成30年度から新たに設けられたものでして、保険者機能の強化推進交付金、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正によりまして、国が市町村及び都道府県に対しまして、自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援するための交付金となっております。

○京増委員

新しくできたということですが、これは交付額について、算定の仕方というのはどうなっているのでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

交付額の算定方法につきましては、各市町村の評価指数ごとの加点数に第1号の被保険者数を掛けまして、それにより算出された点数が、全国の全市町村の算出点数×第1号被保険者数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付されるものです。

また、予算につきましては、全国で200億円ありまして、そのうちの約10億円が都道府県の取り分となりまして、残りの約190億円を市町村で分けるようになります。

○京増委員

これは、人口とかそういうことで決められて、例えば各自治体がこういうところで努力したから差を付けるとか、そういうものではないと、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○田中高齢者福祉課長

これは、行った取り組みに対する市町村が努力すればするほど交付金をいただけるような形になっておりますので、各取り組みによって点数が決められておりまして、それに第1号被保険者数を掛けるということになっております。

○京増委員

これは、今後も交付されると思うんですけど、各自治体の取り組みによって差を付けるということであれば、八街市の取り組みがいかにかに評価されているかと、そういうことがすごく大事になると、そういうことなんですか。

○田中高齢者福祉課長

そのとおりになります。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第11号、平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

再開後は議案第15号、議案第16号、議案第17号の審査を行います。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時21分)

○小高副委員長

再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

議案第15号、平成31年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款について、提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

それでは、議案第15号、平成31年度八街市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

まず、予算書の25ページをごらんください。

平成31年度当初予算の歳入歳出予算の総額を、第1条におきまして、歳入、歳出それぞれ88億323万6千円と定めるもので、前年度と比較し、3億3千783万4千円、3.7

パーセントの減でございます。

この減額の主な理由は、歳入におきまして、被保険者の減少に伴う収税額の減額と、歳出におきましては、医療給付費の減少に比例し、県からの交付金が減額となっていることによるものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、29ページの第2表債務負担行為によるものとするものでございます。

第3条の一時借入金は、一時借り入れをしなければならない事態が生じた場合の対応として、その限度額を15億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

313ページをごらんください。

初めに歳入でございますが、1款国民健康保険税は、20億6千820万2千円の計上で、前年度と比較し、1億1千938万3千円、5.5パーセントの減でございます。

1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、20億5千505万4千円で、前年度と比較し、1億97万5千円、4.7パーセントの減でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、1千314万8千円で、前年度と比比較し、1千840万8千円、58.3パーセントの減でございます。

314、315ページに移りまして、2款県支出金は、款合計で61億1千825万6千円の計上で、前年度と比較し、2億528万6千円、3.2パーセントの減でございます。これは、1目保険給付費等交付金が、被保険者数に比例し医療給付費の減少によりまして、県からの交付金が減額となったことによるものでございます。

3款繰入金は、款合計で5億6千850万2千円の計上で、前年度と比較し、1千794万2千円、3.1パーセントの減でございます。

1項一般会計繰入金は、保険基盤安定、出産育児一時金などに対します一般会計からの繰入金で、2項財政調整基金繰入金は、存目計上でございます。

4款繰越金は、前年度と同額の2千円で、同じく存目計上でございます。

次の316、317ページに移りまして、5款諸収入は、款合計で4千827万4千円の計上で、前年度と比較し、477万7千円、11.0パーセントの増でございます。

1項延滞金及び過料が3千127万1千円、2項雑入が、第三者行為による医療費納付金などの1千700万3千円でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

318、319ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費は、2千611万2千円の計上で、1目一般管理費2千349万円の主なものは、12節役務費・通信運搬費として、保険証等の郵送料547万6千円、

13節委託料として、国民健康保険団体連会で行っております診療報酬明細書の電算共同処理業務委託料592万2千円、国保情報集約システム改修業務委託料396万円などが、その主なものでございます。

2目連合会負担金262万2千円は、千葉県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

次に、2項徴税費は、1千324万円の計上で、国保税の賦課徴収に係る諸経費でございます。

320、321ページに移りまして、3項運営協議会費16万1千円は、国民健康保険運営協議会員16名分の報酬でございます。

4項趣旨普及費32万円は、国民健康保険に関する啓発用パンフレットなどの購入費でございます。

2款保険給付費は、一般及び退職被保険者等に係る療養給付費等を、過去の実績に基づきまして、款合計で60億7千265万8千円を計上いたしました。前年度と比較しまして、2億6千183万5千円、4.1パーセントの減でございます。

1項療養諸費53億902万4千円は、現物給付となる療養給付費や現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料で、前年度と比較し、1億9千929万円、3.6パーセントの減でございます。

322、323ページに移りまして、2項高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費として、7億1千431万1千円の計上で、前年度と比較し、4千873万8千円、6.4パーセントの減でございます。

3項移送費2千円は、前年度と同額の存目計上でございます。

4項出産育児諸費は、年間100件分の出産育児一時金及び直接払いに対する手数料を見込みまして、4千202万1千円を計上いたしました。

5項葬祭諸費は、年間146件分を見込み730万円を計上したところでございます。

324、325ページに移りまして、3款国民健康保険費納付金は、国民健康保険制度の広域化に伴いまして、県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮したための納付金で、前年度と比較し、8千965万4千円、3.6パーセント減の24億165万2千円を計上いたしました。

その内訳につきましては、1項医療給付費分といたしまして15億9千231万7千円、2項後期高齢者支援金等分としまして6億642万円、3項介護納付金として2億291万5千円でございます。

4款共同事業拠出金2千円の計上は、年金受給者のデータから、退職者医療制度該当者を抽出するための事業拠出金でございます。

326、327ページに移りまして、5款保険事業費は、1項特定健康診査等事業費に特定健康診査及び保健指導に要する経費といたしまして4千874万6千円を、2項保健事業費に医療費通知、ジェネリック差額通知の経費や人間ドック・脳ドック助成事業の経費といた

しまして1千156万円を計上いたしました。

6款基金積立金は、歳入歳出の差額2億1千47万円を、財政調整基金に積み立てるものがございます。

7款公債費は、国保特別会計において、最低現金額が不足した場合に、一般会計財政調整基金などを振替えて運用する際の利子として、前年度と同額の300万円を計上したものでございます。

328、329ページに移りまして、8款諸支出金につきましては、款合計で1千31万5千円を計上いたしました。

1項償還金及び還付加算金1千31万4千円は、過年度分の国民健康保険税過誤納還付金及び還付加算金などがございます。

2項繰出金1千円は、一般会計の繰出金で存目計上でございます。

9款予備費500万円は、前年度と同額の計上でございます。

以上で平成31年度八街市国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

平成30年度から、国保の広域化が始まったんですけれど、国保運営について今までとどのように変わったのか。例えば少しは運営がよくなったのか、それとも変わらないのか、そういう点について、まずお伺いします。

○吉田国保年金課長

広域化になったことによりまして、その市町村でかかった医療費につきましては、県の方から全てまいますので、これまでと違って、医療費給付ということに関しては、安定をしているかと思えます。

ただ、それに伴ういろいろな事務関係につきましてはかなり増えてきておりますので、そういった事務を行うにあたって、職員の負担というのは多少多くなっているかなという感じはいたします。

○京増委員

医療費は県が出してくれるので、その点は安心感があるような、そういう答弁でした。だけれど、職員には負担がかかっているというような点では、今までも職員の皆さんは大変だったわけですから、そこは改善が必要かと思えます。

それで、順次お伺いします。

平成29年度と収納率についてですけれど、平成30年度の収納率は平成29年度と比べて、どういう状況になりそうなのか、まず見通しをお伺いします。

○吉田国保年金課長

収納率というご質問ですが、昨年度、平成29年度の現年度分の最終的な収納率につきまし

では、85.86パーセントという状況でございました。本年度はどうかということですが、ちなみに昨年度の同時期、この1月時点で比較をしてみますと、昨年度、いわゆる平成29年度、平成30年1月の時点でいきますと、現年度分で66.42パーセント。今年の1月の時点でいきますと67.41パーセントということで、約1パーセント弱ですが、昨年度の同時期と比べれば増えているという状況ではございますので、最終的に終わってみたいとわかりませんが、ほぼ昨年並みぐらいの収納率で落ちついてくれればなというように、担当課としては考えております。

○京増委員

収納率については、はっきりはまだわからないが昨年度並みではないかということですが、ただ、八街市の収納率は今までも県下最低クラスだったということでは、広域化になってもこの根本は変わらないと。それは、住民の皆さんの負担能力を超えている、そういう保険税になっているということだと思っておりますが、本市の国保税は印旛郡市の中で、どのぐらいの位置を占めているのか、その点についてお伺いします。

○小高副委員長

吉田課長、今の質問に答えられますか。

○吉田国保年金課長

本市の保険税につきましては、いろいろの議論があるところですが、確かに委員のおっしゃるとおり、県下の中でも本市の保険税につきましては割と高い位置に、位置をしているかというふうに思います。

○京増委員

印旛郡市の中でも高いと、一番高いんじゃないんですか。

○吉田国保年金課長

委員のご指摘どおり、一番高い位置に位置しているかと思えます。

○京増委員

本市では、国保税の収納率は本当に県下でも最低クラスが続いておりまして、過去にも、そのためにペナルティーを受けてきて、国保財政は大変な上にさらに大変な状況で運営してきました。

そういう中で、国保加入世帯の収入は増えておりません。ですから、国保税の軽減世帯は増加しております。平成29年度の軽減世帯について、世帯の数をお伺いします。

○吉田国保年金課長

平成29年度の数字で申し上げますと、軽減対象人数といいますと1万1千89人でございます。

○京増委員

世帯ではどうでしょうか。

○吉田国保年金課長

世帯数で申し上げますと、6千491世帯でございます。

○京増委員

ということは、国保加入世帯の50パーセントを超えておりますね。

○吉田国保年金課長

49. 何パーセントというところですので、ほぼ半分近くにはなろうかと思えます。

○京増委員

ただいまの答弁のように、本当に八街市の国保加入世帯の所得は少ない。そして、軽減がされていても払えきれない状況になっております。

先日の議案質疑の中でも、所得ゼロ円から100万円未満の滞納世帯は39.1パーセント、こういう答弁がありました。恐らくこの所得の多くが軽減を受けているとは思うんですけど、結局軽減がされていても滞納になっているということは、所得がない方、所得ゼロ円でも負担をしなければいけない。こういうところに問題があると思えます。結局、負担能力を超える国保税となっている。だから収納率が上がらないということになると思うんです。ですから、これは、私は一刻も早く減免制度をつくって、国保税を払えきれないほどの低所得者に対しては、そういう制度をつくっていかねばならない。命、健康にもろに関わってくる。そういうことをまず申し上げておきたいと思えます。

それでお伺いしたいのは、平成30年度の収納率の見込みについては同程度だったんですが、恐らく低所得世帯の収納率が悪いということには変わりはないと思うんですけど、この点については、今後どのようにされようとしているのか、どのように対応されようとしているのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

低所得者に対する減免なり軽減というお話かと思うんですが、先日の京増議員からの一般質問の中でもお答えをしましており、前々から懸案となっております生活保護法基準による軽減というものについては、今現在、他の自治体のものを参考にしながら、私どもの方で今内容を精査しているところでございます。そういった部分で、今後その軽減なり減免というものにつきましては、他の自治体等の状況も参考としながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○京増委員

その方向によって、助かる方たちがたくさんいらっしゃると思うんですが、今年度中にそれはできそうなのか伺います。すみません、新年度中に。

○吉田国保年金課長

今の時点で、いつからというふうには明確には申し上げられませんが、なるべく早い時点でその内容を精査した上で、市の国保の運営協議会の方にも諮るといいますか、意見を伺う必要がございますので、できるだけ新年度、来年度中にその内容については方向性を定めてまいりたいというふうには考えております。

○京増委員

八街市の収納率は県下でも最低クラスなわけですから、もうやらなければならない、率先し

てやらなければならないという街だと思いますので、ぜひ最初の協議会に出していただきたいと思います。

次にお伺いしますのは、保険税を滞納しておりますと保険証が手元に届かない。または資格証になっていく。そういうふうになって、病院から遠ざけられる結果となるんですけど、保険証滞留の原因と状況について、お伺いします。

○吉田国保年金課長

滞留世帯に対してということだと思んですが、当然、そういったものの未受領分につきましては、こちらから送らないというわけではなくて、送った上で、受け取られずに戻ってきたものというものがございます。

その戻ってきた方につきましては、さらにはがきによりとりに来てくださいというような通知につきましては、当然私どもの方で出して、ご本人様の方には周知を図っているところでもございます。

また、中には本人からの申し出によりまして、留守がちなので自分から窓口に行きますからというような申し出があつて、本人が窓口に来たときに手続をするというような方もいらっしゃいますが、そういった方については、なかなかお仕事が忙しいのかどうか理由は定かではございませんけれども、本人に窓口にお越しただけでないというようなケースもございまして、その理由はさまざまでございますが、こちらの方としても、そういった未受領の方につきましては、取りに来てくださいということで、はがきなりの周知はしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○京増委員

保険証滞留の場合は、国保税を滞納して短期保険証になっている方々が滞留になっているわけですから、これも国保税を払えないということに関係していると思うんですが、この理解でよろしいですか。

○吉田国保年金課長

当然、その大半の方が保険税なりを滞納されている方が多いということもあろうと思いますが、通常の保険証も戻ってくる方もございますので、うちの方へ滞留している世帯全員が滞納されているということではなくて、通常の保険証も受け取りができずに戻ってきているということもありますので、その辺は全員が滞納者だということにはならないかと思えます。

○京増委員

では、その中で通常の保険証というのは、どのぐらいの割合を占めるんですか。

○吉田国保年金課長

大変申し訳ありません。数字的なものは出しておりませんが、確かに件数とすればそれほど多くはない。通常の保険証の場合ですね。もちろん短期なりの、あるいは資格証というものは戻ってきているというのが大半ではありますけれども、通常の保険証もうちの方で戻ってきているものもあるということで、ちょっと件数までは、申し訳ないですけども把握しておりません。

○京増委員

滞留になるのは、その多くは保険料を払えないと、滞納をせざるを得ない、そういう方が多いという、そういう答弁だったと思います。やはり、ここも払える国保税にしなければいけない。これが本当に求められていると思います。

それから、資格証ですけれど、滞留の場合には、市の方に申し込めばすぐにもらえるような状況にあると、もちろん国保税も払ったようですけれど、あると思うんですが、資格証の場合は、もう保険証がないから病院に行けない。行きたくとも行けない、そういう方たちが多いと思うんです。たまたま何かのあれで私どもにつながるというようなことで、すぐもらいに行きましょうということができるとは思いますが、多くの方は、本当にそういう方法も知らない。一般質問の中でも、市長から相談に来られればちゃんと保険証は出しますというような答弁があったんですけれど、病気を重くしない、病院にかかれるようにしていくためには、私はこの資格証明書というのは発行してはならないと思うんですが、ぜひこの資格証明書の発行をやめていく、そういう方向で取り組んでいただきたいんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○小高副委員長

京増委員に申し上げます。発行についてだけでなく、予算についてあるべき質問をしていただきたいと思うんですが、もう一度質問をお願いいたします。

○京増委員

今は国保税の問題で質問をしております。そして、国保税は払える方もあるし、払えない滞納の方もあるということで、これはその問題点をきちんとしておかないと、市民の命を守ることができないというところで、保険証がないために命を縮めてしまう。そういうことがあってはならないわけですから、聞いております。

その資格証明書の発行については、今後どのようなお考えなのか、市長にお伺いしたいんですけれど、この点についてはいかがでしょうか。

○吉田国保年金課長

短期保険証あるいは資格証明書についてということだと思いますが、これにつきましては、私どもも国民健康法に基づきまして、納税相談もないあるいは納付が困難なやむを得ない事情がない場合に交付をしているものでございまして、当然その保険税を滞りなく納付されている方との公平性、あるいは国民健康保険制度の健全財政というものを堅持していくためには必要ではないかと考えておりますし、これは県内のどこの自治体でも行っているものだというふうに理解をしております。

また、資格証明書を交付する前に、短期保険証を交付する、あるいはその資格証明書の交付世帯であっても、医療機関の方へ受診をしたいという相談があった場合には、当然私どもも、まず命を守ることが大事ですから、そういった際には、短期保険証というものを交付するといった柔軟な対応に、窓口の方では努めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○京増委員

資格証明書については、今のような答弁を一般質問の中でもいただきました。それは相談に来れば、来れば渡しますよというところはいいいんです。それはむしろ当然かなと思うんですけど、しかしそれを知らずに、渡してもらえるとということを知らないで、病気を悪化させるということがあってはならないわけです。しかも八街市の交付率は年々高くなっていますね。市原市かどこかはその交付を減らしていく、新しく交付をしないというような市もあるわけですから、そういうことも必要だと思います。

そして、もしも今言われたような答弁の中身が続けるのであれば、ぜひ相談に来てくだされば資格証でなくて保険証を渡せますよと、そういうお知らせをする必要があると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○吉田国保年金課長

全部相談にきてくれたものが、全て資格証から短期保険証になるかというところもあるかと思います。当然その内容の聞き取りをさせていただいた上で、それが納付が困難なやむを得ない事情にあたるのかあたらないのかといったところを判断した上で、相談に来ていただく中でも、場合によってはその資格証明書ということも、場合によってはあり得るかと思えます。ですので、その辺の周知の仕方というのは非常に、窓口に来てさえくれば、資格証明書じゃなくて短期保険証を出しますよといったような趣旨というのは、ちょっと難しいのかなと思いますのが、基本的には、窓口の方に相談に来ていただけないことには先に進みませんので、そういった意味での広報のあり方というのは、ちょっとうちの方としても、検討していきたいというふうに思います。

○京増委員

八街でも、実際に保険証を持っていない方が入院した翌日に亡くなったと、こういうことを私はじかに経験して、本当に資格証ではだめだと私は思うんですね。ですから、この資格証をいかになくしていくか。なくさないのであれば、いかに病院にかかれるかということを知らせていく、そういうことを強く求めておきたいと思います。

次に314ページ、保険者等交付金についてお伺いします。この保険者等交付金は、前年度よりも約2億500万円減額ですが、この理由は何なのでしょう。

○吉田国保年金課長

この減額の大きな要因ですが、これは給付金に係る交付金の部分はかなり多くを占めておりますので、その被保険者数の減少によりまして給付金額が減っておりますので、その実績をベースにした形の中で、私どもは予算計上をさせていただいております関係で、さらに被保険者数の減少を考えますと、この辺の交付金につきましては減額計上をせざるを得ないというところでございます。

○京増委員

これは、保険料についても被保険者数が減っているということでの関連であると思います。そういう中で、病気が重症化している、また難しい病気になっている、そういう方たちは増

えていないのかどうか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

大変申し訳ありませんが、そこまでの検証は私どもとしてもしておりません。

○京増委員

この保険者給付費等交付金の中で、次の特別交付金がございます。その中の保険者努力支援分についてのご説明をお願いいたします。

○吉田国保年金課長

この保険者努力支援分につきましては、いわゆる保険者の方でさまざまな事業を実施した場合に、県の方からその分のいわゆる交付金、支援金がプラスでもらえるというものでございますけれども、では、具体的にどういった内容がその評価指標にあたるのかというところで、幾つか代表的な例を申し上げさせていただきますと、特定健康診査や特定保健指導の受診率、あるいはがん検診等の受診率、実施状況です。それから糖尿病等の重症化予防に対する取り組みの実施状況、あるいは後発医薬品の促進の取り組みあるいはその使用割合、また保険税の収納率の向上の状況、それから医療費通知を送付するなどの取り組みに対する状況等々、まだほかにも幾つかございますけれども、代表的な評価指標といたしますと以上のようなものでございます。

○京増委員

この支援分については、八街市の健康増進策がいかに進められるかということも、大きな影響があるということですが、この八街市の新年度、2千219万3千円というのは、ほかの自治体と比較してどのような位置にあるのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

今年度の計上の額がどういった位置になるのかというのはわかりませんが、昨年度の交付の実績で八街市がどの辺にいるかというところで考えてみますと、八街市の場合、この努力支援の部分に関しましては、現状としてその得点がなかなか得られていないというのが実情でございます。

先ほど申し上げた中でも、特定健診ですとか保健指導の実施率、あるいは糖尿病等の重症化予防への取り組みということについては、まだ本市の方としては取り組めていないという状況もございますので、そういった部分では非常に得点がとれないという状況の中で、昨年度は県内54市町村中で50番目という状況でございます。

○京増委員

県が求める努力に対し八街市は大体50番目ぐらいと、本当に下から数えた方が早い位置にあると。ですから、今後しっかりと取り組んでいかなければならないと思います。特に、健診率の向上、糖尿病対策など、市民の幸せにつながるそういう方向だと思います。

ぜひ、真剣に取り組んでいただきたいんですが、今までも真剣に取り組んでいただいているんですけど、やはり県が評価するという方向も、それは当たっている部分がある。それは特定健診率などを比べてもそうなので、その点について、どのような取り組み

方をしていくのか、その方針を伺います。

○吉田国保年金課長

この努力支援制度につきましては、いろいろ項目がある中で、さらにその項目の達成の基準というものがかかなり細かく求められております。したがって、その事業を実施している、実施していないということだけではなくて、どの程度まで受診率を高めれば何点もらえるとか、そういうふうなことになっていきますので、今本市の現状を考えますと、正直、新たにこの得点を大きく加算できるというような事業に取り組めるということは、正直難しいかと思えます。

ただ、そういった中でも、こういった部分で得点がとれませんか、当然この辺は県からいただける交付金等に影響が出てまいりますので、できるだけ実施できる事業から着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○小高副委員長

会議中にはありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時08分)

○小高副委員長

再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

引き続き質疑を許します。

○山田委員

それでは、315ページ、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金の3節出産育児一時金繰入金ですけれども、こちらは何人分の数字でしょうか。

○吉田国保年金課長

この出産育児一時金につきましては、年間100件分の計上でございます。その100件分に係る経費の、これは繰入金ですので、その経費の3分の2を計上しているものでございます。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

一般会計繰入金についてですが、現在、国保が広域化になって、県はその他一般会計からの繰り入れはやらないようにという指導をしているわけですが、八街市のように本当に収納率が低い、そういったときに対して、少しでも国保税を軽減していくというような点で、その他一般会計繰越金を幾らかでも、本当に所得が低い方たちに対してできないだろうか、その点についてお伺いします。

○吉田国保年金課長

ここの一般会計繰越金のところで計上させていただいておりますのは、法定の中で一般会計から繰り入れることが認められているものでございますので、それにのっとった形で計上しております。

○京増委員

計上されているのは確かにそうですけれども、県の方は廃止していくという、そういう指導をやっているものよくわかっています。しかし、2015年4月16日の政府答弁では、国保会計への公費繰入は自治体でご判断いただくと、こういう答弁があるんですね。ですから、できないわけではないので、八街市の今の国保税を払えきれない低所得者の方々に対しての何らかの解決策、制度外繰入ですべきではないけれど、私はこのように思うんです。市長、この点についていかがでしょうか。

○北村市長

その件につきましては、全国市長会でも決議、要望しておりまして、特に低所得者層に対する負担軽減策を強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援に強化するということで、国に要望しておるところでございます。

○京増委員

全国市長会も1兆円の公費負担をとということで要望もしてくださっているし、住民の状況を一番よくわかっている団体がそのように要求してくださるということは、本当に住民の皆さんも心強いと思いますので、今後ともぜひ強く要望していただきたいと思います。

次に316ページ、諸収入についてお伺いします。

一般被保険者延滞金についてですが、右側の説明の一番上、保険税延滞金ですが、新年度は3千万円となっています。前年度は2千800万円だったんですが、この3千万円というのは、何人分なのかお伺いします。

○吉田国保年金課長

ここの延滞金の計上でございますけれども、何人という形の計算でなくて、今年度の実績をベースにした形の中で、その伸びを勘案した中での計上ということですので、特に何人分ということで積算をしているわけではございません。

○京増委員

何人分というのはしていないということですが、国保税を滞納している方がさらに延滞金をとられるということになれば、生活困窮に陥ってしまうという点では、この延滞金が生じる前に、ぜひとも皆様のご相談に乗っていただきたいと、これは強く要望しておきたいと思っております。

○小高副委員長

ほかの方で質疑はございますか。

京増委員、続けてください。

○京増委員

次に321ページですが、一般療養費、一般被保険者の療養給付費についてですが、これは

国保の加入者が少なくなっているというようなことで予算の減額ということはわかるんですが、それにつれて国、県の支出金も昨年よりは減っているようですが、国はもっと負担をすべきではないかと思うんですが、国の考えについてはどうなんでしょうか。

○小高副委員長

答弁できますか。

○吉田国保年金課長

国あるいは県、市でその負担する割合というのが決まっておりますので、当然それ以上に国の方から交付金といいますか、それをいただくというのは法定上難しいのではないかと。その決められた額というものについては、当然国の方からうちの方はいただけるというように理解しております。

○京増委員

国の割合も決まっているということで難しいということでした。今のところしょうがないのかもしれませんが、国の負担は増やさなければ、国保税の引き下げになかなかつなげられないというところでは、今後も国の負担増を求めていただきたいと思います。

それから、保険給付費の出産育児一時金ですが、先ほども山田委員から質問が一部ありましたけれど、今回前年度よりも1千260万7千円減額ですが、この点についての説明をお願いいたします。

○吉田国保年金課長

この出産育児一時金につきましては、確かに前年度比で見ますと予算の方は減少しているわけですが、平成29年度の実績で言いますと、この件数が81件でございました。そういったこともありまして、今回100件分を見込んでいるわけですがけれども、その件数で概ね平成31年度は足りるのではないかというふうに考えております。

○小高副委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

次に325ページ、国民健康保険費の納付金ですが、介護保険納付金分について、4千663万8千円の減、この理由についてお伺いします。

○吉田国保年金課長

ここで計上してございますのは、広域化に伴って各県下市町村が県の方に納付するその納付金を計上させていただいているものですが、その内訳につきましては、324ページから記載をしておりますとおり、医療給付に係る部分、それから後期高齢者支援金に係る部分、そして介護納付金に係る部分という形の、3つの柱になっているわけですがけれども、この額につきましては、いずれも県の方が標準保険料というものを算定した中で、各市町村の方に振り分けられておりますので、その大きな要因というのは、被保険者の減少、また医療費の減によるものだというように理解をしております

○京増委員

被保険者が減っていくというような、そこはよくわかりました。

あと、40歳以上の国保への加入者が増えたりすると、またこの納付金というのは増えるのかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○吉田国保年金課長

必ずしも、そういうことになってもこの納付金額が増えるということにはならないかと思えます。

○京増委員

326ページ、特定健診事業費についてですが、八街市の前年度の受診人数、それから新年度の見込みについてお伺いします。

○吉田国保年金課長

特定健診の受診の実績でございますが、平成29年度におきましては、健診者が全部で4千658人。平成30年度ですが、今現在におきまして人数が4千261人でございます。

○小高副委員長

見込みを聞いたんじゃないかなかったですか。どのくらいを見込んでいるのかという質問でした。

○吉田国保年金課長

申し訳ありませんでした。新年度の予算計上におきましても、概ね前年度並みで考えた形の中で計上しております。

○京増委員

前年度並みということは、平成29年度が4千658人、そうすると平成30年度がわからなければあれですけど、平成30年度はもう結果は出ているんでしょうか。

○吉田国保年金課長

平成30年度はまだ全部、今年度は申し訳ありません、今の段階で4千261人ということで、先ほど申し上げたとおりで、予算計上をした際には、計画人数は概ね6千人で見えていますので、平成30年度は6千人で見ているところを、平成31年度も概ね前年度並みで計画人数は6千人ということで予算計上はさせていただきました。

○京増委員

八街市は健診率が本当に低くて、これは引き上げていかなければいけないと思うんですが、なぜ受診率が低いのかと、健診率が低いのかという点を考えなければいけないと思うんですが、その点について、市民要望を聞いていく必要があると思うんですが、どのように聞いてきたのか。それともそういう要望は聞いていなかったのか、その点についてお伺いします。

○吉田国保年金課長

大変申し訳ありませんが、健診が終わった後に、その健診を受診された方に対して、特にアンケートをとるとかということは、現在のところ行っておりません。

確かに、八街市の場合は健診の受診率というものが非常に低いわけですけども、地域性もあるかと思いますが、忙しい中でしかも元気だから大丈夫だとか、通常お医者さんの方に通っているのも特に健診を受けなくても大丈夫といったような声をよく聞くことがあります。

そういった中で受診が伸びないということもあるかと思いますが、そういった中で今回新年度の予算を計上させていただきましたが、いわゆる人工知能を使った形の中の受診勧奨というものの予算を計上させていただきましたので、そういった中で、なるべく受診率が少しでも向上できるように、事業の方を進めてまいりたいと考えております。

○京増委員

忙しいとか病院にかかっているというようなことは、ほかの市町村でも同じようなことがあると思うんですね。そういう中では、これから国保に対して、県の交付金もいかに自治体が努力しているかというところを見られるわけですし、病気予防ができなければ市民にとって本当に幸せなことだと思います。どういう健診項目があれば受けるのかとか、そういうこともぜひ研究をしていただきたいと思います。

次に、次ページですが、人間ドック助成金についてです。これには脳ドックも入っているんですけど、受診率についてお伺いします。

○吉田国保年金課長

人間ドックの助成の件数の推移でございますけれども、平成27年度から申し上げますと、平成27年度が240件、平成28年度が255件、平成29年度が301件、本年度は申し訳ございません、現状のところではまだ集計の方ができておりません。

○京増委員

脳ドックについては、結構受診者が増えているということでは、やはり受診項目に魅力があるのかなど。もちろんいろいろ調べることができるわけですから、きっと調べたいという要望に応えることができているんだろうと思うんですが、ぜひこの点についてもしっかりと予算がちゃんと使われるように、多くの方が受診できるようにということで、さらに宣伝なども、お知らせなどもしていただきたいと思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山田委員

では、320ページ、1款総務費、3項運営協議会費、1目運営協議会費、1節報酬についてお聞きします。

先ほど16名の委員ということでお話がありましたが、こちらの運営協議会はどのような形で開催されているのか、日数等を含めて、私は不勉強なものでお聞かせ願えればと思います。

○吉田国保年金課長

この運営協議会につきましては、開催を年2回ほど予定しております。そういう中でご審議いただく内容につきましては、例えば条例改正等々を要するような事案が発生した場合には、あらかじめそういった条例改正案についてもご審議をいただく。あるいは決算、またこういった予算等々につきまして、事前にこの運営協議会の方に諮って、意見を伺っているところでございます。

○山田委員

では、続きましてその下の4項趣旨普及費、1目趣旨普及費の需用費についてですけれども、こちらの新年度予算は6万5千円の減額ということになっておりますが、その減額の理由はありますでしょうか。

○吉田国保年金課長

これは、基本的に全額が需用費消耗品で計上させていただいておりますけれども、この消耗品につきましては、新年度予算の編成にあたって、一律10パーセント削減するようという考え方の中で、昨年度比からは減少をしているというところでございます。

○山田委員

国保運営も予算的にかなり厳しい状況がいろいろあると思いますが、こういった運営協議会ですとか趣旨普及に関しても、限られた予算の中でしっかりやっていただければなと思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第15号、平成31年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をさせていただきます。

平成30年度から国保の広域化が開始されましたが、国保の構造的な問題については解決の方向が見えません。市民から、国保税が高過ぎて払えないと悲鳴が上がっている中、本市の平成29年度国保税収納率は、現年度分85.86パーセント。過年度分を合わせると55.40パーセントです。県内で最低クラスの状況が続いています。

新年度は、前年度並みになるのではないかとという答弁がありました。国民健康保険加入世帯の収入が増えない中、本市における国保税は印旛郡市中最も高くなっています。国保税の軽減世帯は増加し続け、平成29年度は約50パーセントの世帯が軽減を受けています。所得がなくても国保税の負担があり、軽減されていてもなお負担能力を超える国保税となっています。

このような中、平成30年度の収納率は前年度と同程度と担当課は見込んでおりますが、所得0円から100万円未満の滞納世帯割合は39パーセント、200万円未満の世帯は61パーセント、6割です。所得が低い世帯ほど国保税の負担が重いことは明らかです。国保税を滞納すると、病院窓口で医療費を全額支払わなければならない資格証明書が交付されます

が、国保税を払えない人が医療費10割を払うことはできません。命を脅かす資格証の交付中止を求めます。また、手元に保険証がない保険証滞留世帯も年々増えています。誰もが安心して病院にかかれるよう、保険証の交付を求めます。

そのためには、払える国保税にする必要があります。全国市長会等の要求に基づく1兆円の公費負担増の実施で、均等割などを廃止し、国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げることが必要です。引き続き1兆円の公費負担増を要求し、実現するように求めたいと思います。

同時に、八街市においては、生活保護基準に基づく77条減免制度を作り、恒常的低所得者に対し減免制度を実施するために、早急に国保運営協議会に制度の提示を求めるとともに、一般会計からの法定外繰入を求めていきたいと思います。

県支出金である保険給付費等の交付金のうち、特別交付金は、特定健診率の向上や糖尿病対策など健康増進策等が評価されるとのことでございますが、八街市の評価は、54市町村中50位、保険事業費を抜本的に増やし、病気予防、健康増進策に対する積極的な取り組みを求め、反対討論といたします。

以上です。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第15号、平成31年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決されました

議案第16号、平成31年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款について、提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

それでは、議案第16号、平成31年度八街市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、ご説明いたします。

予算書の33ページをごらんください。

平成31年度当初予算におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億1千940万3千円と定めるもので、前年度と比較し、1千947万2千円、3.2パーセントの

増でございます。これは、被保険者の増加に伴い、歳入においては保険料が、また歳出においては広域連合への負担金が増額となったことによるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

予算書の337ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、保険料率の均等割を一人当たり年額4万1千円、所得割を7.89パーセントで試算し4億7千214万5千円を計上いたしました。前年度と比較をいたしますと、1千502万7千円、3.3パーセントの増でございます。内訳といたしましては、1目特別徴収保険料が2億6千277万8千円、2目普通徴収保険料が2億936万7千円でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金1億4千115万6千円は、一般管理費や賦課徴収費分としての1目事務費繰入金436万円と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填をいたします2目保険基盤安定繰入金1億3千679万6千円で、前年度と比較をいたしますと505万5千円、3.7パーセントの増でございます。

3款1項1目繰入金は、平成30年度からの繰入見込額として、200万円を計上いたしました。

338ページに移りまして、4款諸収入のうち、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金は、保険料滞納延滞金として、1千円の存目計上でございます。

2項1目雑入410万1千円は、保険料額決定通知の作成・発送の業務委託費でございます。賦課徴収帳票等作成業務委託費、また千葉県後期高齢者医療保険料過年度還付金、人間ドック事業などに対します広域連合からの、長寿健康増進事業補助金などがございます。

次に、歳出でございますが、339ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、各申請書や決定通知等の郵送に係る経費及び人間ドック等の助成として317万1千円を、また、2項1目徴収費は、保険料の賦課徴収に要する経費として、278万9千円を計上したものでございます。

340、341ページに移りまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金6億1千94万2千円は、市が徴収いたしました保険料と、保険料軽減分である基盤安定繰入金の合計額を、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、前年度と比較し、1千931万8千円、3.3パーセントの増となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、前年度と同様、1目保険料還付金に過年度分の保険料過誤納還付金として150万円、2目還付加算金に1千円を計上いたしました。

4款1項1目予備費も、前年度と同様、100万円の計上でございます。

以上で議案第16号、平成31年度八街市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

それでは、337ページ、歳入のところからお伺いたします。

平成30年度は2年ごとの制度見直しに伴い、保険料が引き上げられました。年間の一人当たり平均保険料額は7万2千597円ということでございますけれど、この後期高齢者医療保険料の収納率についても、国保の収納率と同様、千葉県下でも最低クラスですが、この引き上げによって、平成30年度の収納率の見込みはどうかお伺いします。

○吉田国保年金課長

収納率ということでございますが、この1月末の時点で前年度と比較をしますと、0.46パーセントほど下がりました、81.83パーセントが現状でございます。ただ、最終的には前年度並み程度に収納ができればというふうに考えております。

○京増委員

国保税が上がったんだけど収納率は前年度並みというふうな見込みと、これは見込みとしては甘いのではないかと、私は感じるんですけど。といいますのは、平成30年度は保険料引き上げがされた上に、保険料の所得割2割軽減廃止とか、保険料の被保険者の軽減ですが7割軽減が5割に軽減されている。そのように負担が増えているもとで増えている。そして保険料も上がります。そういう状況で前年度並みの収納率が見込めるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○吉田国保年金課長

先ほど収納率の現状につきましては申し上げたとおりなんですけど、確かに昨年の同時期から言いますと、若干減少傾向にはあるのは事実ですけども、それほど大きくポイント数が下がっているということではございませんので、最終的には、昨年度並みの保険料の徴収が図れればというふうに考えております。

○京増委員

高齢者の生活は本当に年々厳しくなっているというところでは、この負担をいかに増やさないと、このことが大事だと思います。

また、平成31年度、新年度には、今度は特例軽減の9割軽減が8割に縮小されてしまうと。この点についても、暮らしに大きな影響を与えると思うんですが、これを緩和するために、生活の厳しさを緩和するために、何か市として考えているのかどうか、その点について伺います。

○吉田国保年金課長

今回、後期高齢者医療保険料のところの軽減が縮小されるということについての、市としての独自の軽減策といいますか、対応策というものについては、特に考えておりません。

○京増委員

この制度は、高齢者を囲い込んでいくと、高齢者だけの制度にしていくということで、最初からもう、年数がたつうちに高齢者が増え、医療費も増えて、際限なく保険料が上がっていくと、そういうことが危惧されていたそのとおりに今は進んでいると思います。八街市では特に低所得者の方が多いということから見ましても、後期高齢者医療をいかに引き下げてい

くか、これに真剣に取り組むべきだと思うんですが、この後期高齢者医療についての、低所得者への軽減とか減免はどうなっているのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

ご存じのとおり、この後期高齢者医療制度につきましては、市独自ということではなくて、基本的には広域連合の方で行っていただいているものというふうに解しておりますので、この軽減等に関しまして、現状で市独自にその軽減策について何か考えるということについては、現在のところは考えておりません。

○京増委員

もちろん、市独自にするのではなくて、住民が後期高齢者医療保険料を払えないと、その点について提言などはしないのでしょうか。

市長、その点については提言はされてこなかったのかどうか、お伺いします。

○小高副委員長

京増委員に申し上げます。

現議題となっておりますのは、来年度予算の審査をしております。今の質問は一般質問ともとられます。性質が違いますので質問を変えてください。

○京増委員

では、後期高齢者医療保険料を払えない方々に対して、今のところ、課長のご答弁では、国からの方策は示されていないというふうに感じたんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○吉田国保年金課長

この後期高齢者医療制度の軽減というものにつきましては、当然、低所得者に対します均等割額の軽減措置というのは、確かに軽減割合というものは縮減されてきているというところがございますけれども、そういった軽減策については、必ずしも何も実施していないということではございませんし、また、確かにもともと社会保険等の被扶養者であった方の保険料の軽減というものにつきましても、平成30年度の現状として5割軽減というものを実施したわけでございますので、そういった中で、決められ軽減措置については行われておりますが、これに対しての市独自の軽減というものは特に行っていないということがございます。

○京増委員

軽減策というものが、本当に高齢者の方々にとって必要だということは、今までの収納率の低下からもわかっておりますので、いかにしたら、高齢者の命・暮らしを守ることができるかと、その点についてしっかりと県にも物申していただきたい。そのように要望しておきたいと思います。

それで、339ページですが、一般管理費の中で19節長寿健康増進事業補助金についてですが、これは、実際にはどのような事業を進めていくのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

ここで計上しています長寿健康増進事業補助金でございますが、これは人間ドックに対する

助成金を計上したものでございます。

○京増委員

これは何人ぐらいを予定しているのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

今回計上してございます予算につきましては、人間ドックが90件、それから脳ドックが40件分でございます。

○京増委員

わかりました。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第16号、平成31年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論をさせていただきます。

平成30年度は、2年ごとの制度見直しで、一人当たり平均保険料額は年額7万2千597円に引き上げられました。その上、被扶養者保険料7割軽減が5割への軽減縮小で449人、一人当たり1万250円増額です。また、本人の所得割2割軽減廃止で961人、一人当たり4千640円増で、総額455万9千円の負担増になりました。

さらに、平成31年度は、保険料9割軽減が8割軽減に縮小になり2千39人、保険料が4千100円から8千200円に倍増します。総額で約836万円の負担増になります。そういう中でも、収納率は昨年並みという答弁がありましたが、負担をそんなに増やして収納率が維持できるのか、大変疑問です。

後期高齢者医療制度の創設時、当時の厚生労働省課長補佐は、「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と言い放ちました。高齢者だけを囲い込むこの制度導入に対し、国民の大反対を和らげるために保険料の特例軽減が実施されました。年金削減に加え、消費税増税、物価高の中、高齢者からは「何で年寄りをいじめるのか。負担ばかり増えて何を儉約すればいいのか」など、悲痛な声が上がっています。

高齢者の暮らしを直撃する保険料軽減の縮小は、保険料滞納につながり、医療から高齢者を遠ざけることとなります。今やるべきは、保険料軽減の縮小ではなく、低所得者等への減免を実施し、高齢者の負担を軽減し、高齢者の健康・命を守ることです。

高齢者や医療費が増えれば、高齢者に負担増を押し付ける後期高齢者医療制度廃止を求め、

反対討論といたします。

以上です。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第16号、平成31年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

執行部に申し上げます。議案第17号に関係する職員以外は退室して結構です。

ここで10分間の休憩をします。

(議案第17号関係者以外の執行部退席)

(休憩 午後 1時52分)

(再開 午後 2時00分)

○小高副委員長

再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

議案第17号、平成31年度八街市介護保険特別会計予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款について、提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

続きまして、議案第17号、平成31年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書の39ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億9千75万8千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、2億3千787万6千円、5.2パーセントの増でございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、44ページの第2表債務負担行為のとおりでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出につきまして事項別明細によりご説明いたします。

予算書の347ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料13億4千738万5千円は、前年度と比較し、5千78万6千円、3.9パーセントの増でございます。

1節現年度分保険料13億4千138万5千円は、調定見込額の96.6パーセントを収納見込みとして計上いたしました。2節滞納繰越分は600万円の計上でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目包括的支援事業・任意事業利用者負担金180万円は、前年度と同額であり、配食サービス事業の個人負担金でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金7億8千756万4千円は、前年度と比較し、3千846万9千円、5.1パーセントの増であり、現年度分介護給付費負担金でございます。

348ページに移りまして、2項国庫補助金、1目調整交付金662万6千円は、前年度と比較し、4千974万4千円、88.2パーセントの減でございます。

2目地域支援事業交付金・介護予防日常生活支援総合事業分は2千984万9千円、3目地域支援事業交付金・包括的支援事業任意事業分は2千629万7千円、4目地域支援事業交付金・包括的支援事業社会保障充実分は34万1千円の計上で、介護予防日常生活支援総合事業に係る国の負担率は25パーセント、包括的支援事業任意事業分及び包括的支援事業社会保障充実に係る負担率は38.5パーセントでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金11億9千320万1千円は、前年度と比較し、6千679万2千円、5.9パーセントの増であり、社会保障診療報酬支払基金からの介護給付費に対する交付金でございます。

2目地域支援事業支援交付金3千223万8千円は、前年度と比較し、284万1千円、9.7パーセントの増であり、介護予防日常生活支援総合事業に係る交付金でございます。

349ページに移りまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金6億4千869万2千円は、前年度と比較し、4千192万7千円、6.9パーセントの増であり、現年度分介護給付費負担金でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業分は1千492万4千円、2目地域支援事業交付金・包括的支援事業任意事業分は1千314万8千円、3目地域支援事業交付金・包括的支援事業社会保障充実分は17万円の計上で、介護予防日常生活支援総合事業に係る県の負担率は12.5パーセント、包括的支援事業任意事業分及び包括的支援事業社会保障充実に係る負担率は19.25パーセントでございます。

350ページに移りまして、4目介護施設等整備事業交付金は3千920万円、新規事業として、小規模多機能居宅介護事業所の整備事業に伴う補助金でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立金利子1千円を、存目計上するものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金5億5千240万4千円は、前年度と比較し、3千92万1千円、5.9パーセントの増であり、介護給付費に係る市の負担

分でございます。

2目地域支援事業繰入金・介護予防日常生活支援総合事業分は1千492万4千円を、3目地域支援事業繰入金・包括的支援事業任意事業分は1千314万8千円を、351ページに移りまして、4目地域支援事業繰入金・包括的支援事業社会保障充実分は17万円を計上するものであり、地域支援事業に係る市の負担分でございます。

5目低所得者介護保険料軽減繰入金1千216万円は、前年度と比較し、8万9千円、0.7パーセントの減であり、介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化に伴い、市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第一段階の方を対象とした軽減分に対する繰入金でございます。

6目その他繰入金4千995万2千円は、事務費等に対する市の負担分でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、1千円を存目計上するものでございます。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料及び2項雑入、1目第三者納付金、2目返納金につきましては、それぞれ1千円を存目計上するものでございます。

3目雑入555万8千円は、前年度と比較し、462万8千円、497.6パーセントの増であり、臨時職員等保険料の個人負担金及び認定情報提供料及び国保連からの市地域支援センターが行った介護予防ケアマネジメント事業に要した経費でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は100万円の計上でございます。

次に歳出でございますが、353ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4千619万7千円は、前年度と比較し、3千873万9千円、519.4パーセントの増となっております。増額の主な理由は、19節負担金補助及び交付金3千920万円を、小規模多機能居宅介護事業所1施設の整備に伴う補助金として計上しております。

354ページをごらんください。2項徴収費、1目賦課徴収費505万5千円は、前年度と比較して、45万9千円、9.1パーセントの増となっております。これは、納付書等の印刷製本費及び郵送料が主なものでございます。

355ページにまたがりませんが、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費2千305万2千円は、介護認定審査会委員の報酬及び主治医意見書記載手数料が主なものでございます。

2目認定調査等費1千598万円は、認定調査に係る臨時職員の賃金、認定調査に使用する車両の賃借料が主なものでございます。

356ページをごらんください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費40億2千964万9千円は、前年度と比較し、2億1千359万8千円、5.6パーセントの増であり、要介護1から5までの認定者が利用する保険給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費8千536万8千円は、前年度

と比較して、3千251万8千円、61.5パーセントの増となっております。これは、要支援1または2の認定者が利用する介護予防サービスの保険給付費であります。介護予防日常生活支援総合事業の開始に伴い、訪問型通所型サービス費については、介護予防生活支援サービス事業費へ移行したことに伴う増額でございます。

357ページに移りまして、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費8千650万8千円は、前年度と同額で、要介護認定者の方が利用する介護サービスに係る自己負担の額が一定の限度額を超えたときに支給するものでございます。

2目高額介護予防サービス費10万円は、前年度と同額で、要支援認定者の方が利用する介護予防サービスに係る自己負担額が一定の限度額を超えたときに支給するものでございます。

358ページにまたがりませんが、4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費1千84万円及び2目高額医療合算介護予防サービス費10万円は、各医療保険における世帯内で1年間の医療費及び介護費の自己負担額が著しく高額になった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費2億357万3千円は、施設入所者が通常負担する食費や居住費に関し、低所得者に負担上限を設け、標準負担額との差額を補足給付するのでございます。

359ページに移りまして、6項その他諸費、1目審査支払手数料313万5千円は、介護給付費請求等の審査支払手数料でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費1億1千443万5千円は、前年度と比較し、2千266万9千円、24.7パーセントの増となっております。これは、従来の介護予防給付のうち訪問介護と通所介護が、介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスと通所型サービスに移行したことに伴う増額でございます。

360ページに移りまして、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費につきましては、456万7千円、前年度と比較し、196万6千円、30.1パーセントの減となっております。これは、要介護状態等になることを予防するために行う介護予防運動教室や介護予防講演会等に要する経費でございます。

361ページ、362ページにまたがりませんが、3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費・任意事業費7千11万1千円は、前年度と比較し、472万3千円、7.2パーセントの増となっております。配食サービス業務やおむつ支給業務の委託料及び市の地域包括的支援センターに、社会福祉法人からの派遣を依頼しております。主任ケアマネジャー1名に係る負担金及び平成29年10月に開設した南部地域包括支援センターの委託料が主なものでございます。

4項包括的支援事業費・社会保障充実分、1目包括的支援事業費・社会保障充実分は88万8千円、前年度と比較し、95万3千円、51.8パーセントの減となっております。包括的支援事業のうち、在宅医療介護連携推進事業、認知症総合支援対策事業に要する経費でござ

ざいます。減額の主な要因は、昨年9月に発刊しました認知症の特集号に要する経費がなくなったことによるものでございます。

363ページに移りまして、5項その他諸費、1目審査支払手数料40万1千円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る支給費請求等の審査支払手数料でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金8千734万8千円は、介護給付費準備基金に積み立てをするものでございます。

364ページに移りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金及び還付加算金200万円は、前年度と比較し、50万円、33.3パーセントの増となっております。

2項延滞金、1目延滞金は1千円の存目計上でございます。

6款予備費、1項予備費、1目予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。

以上で平成31年度八街市介護保険特別会計予算の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

それでは、まず347ページ、保険料についてお伺いします。

第1号被保険者の保険料の収納率についてですが、平成28年度、29年、そして30年度の見通しは、平成29年度と比べてどうなのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

本年の1月末の状況で、平成30年度は82パーセント、同年1月末現在で、平成29年度は79.44パーセントとなっております。前年度の同時期と比較いたしまして、2.56ポイントの上昇ということになっております。また、来年度の見通しとしましては、今年度並みということで、最終的には97パーセントを予定しております。

○京増委員

ただいまのご答弁によりますと、今までよりも収納率は高くなっているような気がしますが、いかがでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

本年度につきましては、現年度分、過年度分ともに収納率は上がっている状態でございます。

○京増委員

高齢者の市民の暮らしは本当に大変な状況になっている中で、収納率が上がっているというのは、皆さんが大変頑張っているということもあるし、また年金受給者が増えて、年金からいや応なしに引かれるというようなところもあるかと思うんですが、そういう形の増え方のような気がしますけれど、その点についてはいかがでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

年金の受給資格要件が変わりまして、25年から10年にまで下がったということで、年金

をいただける方が増えたというのをございます。また、職員の方も滞納繰越分につきまし徴収に努めてきたところをございますので、合わせて徴収率の向上につながったものと考えます。

○京増委員

確かに、10年、年金保険料を納めれば、本当にわずかですけれど年金が入ってくると。だから、収入が増えれば収納率が増えるということは、少ない年金から天引きしようというのはどうかと思う点がありますが、収入が増えることで収納率が上がるということは、これは本当によくあらわれているなと思われます。

その点、やはり所得が低いと納められないというふうに思うんですけれど、特別徴収ではない普通徴収の場合に、滞納割合が多い方たちについてお伺いしたいんですけれど、保険料は所得によって10段階に分かれておりますけれど、その段階の中で、滞納者が2割を超えている段階について、お聞きします。

○田中高齢者福祉課長

やはり、滞納者が多い階層としましては、第1段階、第4段階が一番多くなっております。

また、高いところにつきましては、2割を超えているものにつきましては、第3段階を除く第1段階から第8段階までは2割を超えております。

○京増委員

本当に10段階あるうち7段階で2割以上の方が滞納されている。それは決して所得が多いからではない。所得が少ないために払えきれない。そういう状況だと思うんですけれど、この特別徴収の方たちは年金天引きなどで、年金が少なくてもいや応なく差し引くんですけれど、自分で払っていく普通徴収の場合、まず生活しなければいけないという点では、今後もなかなか払えないのではないかと思うんですけれど、その点についての対応はどのようにされようとしているのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

普通徴収の滞納者に対しては、通常どおり督促・催告を行っており、また納付相談、これにつきましては親切丁寧に職員の方で対応している状況をございます。

○京増委員

丁寧にやったださっていると思うんですけれど、結局、所得が120万円以下の方たちの滞納が多いわけですね。多いんですけれど、多いと思いますけれど、そういう、もう所得が低いから納められないという方たちに対しては、市独自の軽減が必要と思うんですね。その点についてお伺いしたいんですけれど、これは市長にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北村市長

滞納者につきましては、先ほども担当よりお話がございましたとおり、極力そうしたことを把握しながら、丁寧な対応に心がけているところをございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○京増委員

滞納が続いていると、今度は給付するときに。

○小高副委員長

京増委員に申し上げます。やや予算審査から外れている傾向がございます。一般質問ではありませんので、予算審査ということで質問をお願いいたします。

○京増委員

わかりました。介護保険料の滞納ということで、介護保険料のことでお伺いしております。この介護保険料を納められない方たちが、いかに納められるようにしていくかという点では、私は決定的を外れた質問だとは思わないんですけど、やはり、そのことについては真剣に考えていかなければ、市民の暮らしを守ることができないと思います。

それと、保険料滞納に関係いたしますけれど、この保険料滞納を理由にして、サービスを制限されるわけですけど、この傾向はどうなっているのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、介護保険法のとおり給付制限という形をとっておりますが、人数に関しては、前年度と比較して増えている状況ではなく、同じような推移でという状況でございます。

○京増委員

それでは、次に348ページ、国庫支出金、1目調整交付金についてお伺いいたしますけれど、4千900万円の減、88.2パーセントの減というご説明だったんですが、この理由についてお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、平成30年度から介護保険法の施行規則の改正がございまして、これまでは、年齢区分が2区分だったものが、平成30年度から3区分に分かれます。それによりまして、八街市は千葉県内で高齢化率が19番目に低い市となっております。また、千葉県におきましては、全国で7番目に低い県となっております状況から、高齢者が比較的少ないというところで、この調整交付金が下がったものと考えます。

○京増委員

千葉県も八街市も割と若い街ということかなと思いますけれど。

次に351ページ、5款県支出金について、4目介護施設等整備事業交付金についてお伺いしますが、これはどのような計画について交付されるのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、第7期高齢者福祉計画、また介護保険事業計画に基づきまして、地域密着型サービス事業の基盤整備のために、小規模多機能居宅介護事業所を、これまでなかった八街南中学校生活圏域に1カ所、新たに整備するものでございます。

○京増委員

次に351ページの繰入金の中の5目低所得者介護保険料軽減繰入金についてですが、これ

は1千216万円の予算計上ですが、何人分なのかお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

対象者は3千800人を見込んでおります。

○京増委員

先ほどの説明では、第1段階の方が対象ということだったんですが、この第1段階の方が全部で3千800人ということでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

そのとおりでございます。

○京増委員

それにしても第1段階の収納率も悪いんですが、滞納も多いんですが、第2段階も多いと思うんですが、この点については、今後拡大していく、そういう計画はいかがでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

社会保障税一体改革の中で、低所得者に対する軽減の強化ということで、第1段階から第3段階まで、平成31年度において、消費税の増税に伴いまして軽減措置が強化されるということで、今計画されているというところです。

○京増委員

やはり、国も第3段階ぐらいまでは軽減策が必要だというような考えです。しかし、それは消費税増税が必要だということで、この消費税増税については、所得が低い方々にとって決して暮らしをよくするものではないということで、大変な選択だなと思います。

次に、352ページの雑入についてお伺いします。右欄の説明のところですが、認定情報提供についてお伺いします、説明を。

○田中高齢者福祉課長

こちらは、ケアマネジャーが自分の担当している方のケアプラン作成のときの資料とするために、こちらの方で認定したときの情報を、A4、4枚ほどの資料ですが、そのコピー代として、お一人当たり40円いただいているものでございます。

○京増委員

これは提供いただくと、そうすると提供するということですか。すみません、よくわからなかったもので、提供するということですね。

○小高副委員長

続いて質問をどうぞ。

○京増委員

次に歳出になります。

一般管理費の19節、353ページです。地域介護福祉空間整備事業補助金、これはどういう内容なのか、伺います。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、先ほど歳入で申し上げましたが、八街市地域福祉計画に基づいて小

規模多機能居宅介護事業所1施設、こちらの分の整備に関する補助金でございます。

○京増委員

先ほどの県支出金の介護施設等の整備と、これに関係があるわけですね。わかりました。

次に356ページ、保険給付費についてですが、2款1目の介護サービス等諸費、これは介護度1から5までの認定者について給付がされるわけですが、この額というのは、認定された方々が必要なサービスを十分受けられる、そういう予算となっているのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

一応、認定された方が、全て必要なサービスを受けられるような予算として計上しているものでございます。

○京増委員

それぞれ介護度によって、受けられるサービスの金額が決まっているわけですが、その認定の中で、使えるサービスの中でどの程度、どのぐらいの割合で使っている、そういうのはどうなっているのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

割合というのはあれなんですけれども、認定された方が、その認定に伴いまして、その介護度に応じた必要なサービスを使っているということで、市の方では考えております。

○京増委員

介護制度が、この制度ができたときから、例えば使えるサービスの100パーセントはなかなか使えない。お金もかかるし、もちろんサービスもなかなかないというところで、3割ぐらいということが前は言われていたんですが、今もそんなに変わらないんじゃないんですか。その点はわからないでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

3割という数字は、市の方では抑えておりません。

○京増委員

次に358ページの特定入所者介護サービス等費についてお伺いします。所得が低い方々に対するサービスですが、これ何人ぐらいが利用される予算なのか。去年、また新年度についてお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

4千898件に対する費用でございます。

○京増委員

これは、前年度と比べると、人増加ですか。

○田中高齢者福祉課長

申し訳ありませんが、人数はわからないんですけれども、件数につきましては同程度ということで認識しております。

○京増委員

次に次ページ、地域支援事業費についてお伺いします。1目介護予防生活支援サービス事業費についてですが、この地域支援事業についてですが、9千176万6千円の増額ですが、この地域支援事業については。

○小高副委員長

いや、前年度予算が9千176万6千円に対してですか。これプラスじゃないんですね。それは前年度ですね。

○京増委員

そうですね。すみません。

去年と比べると2千266万9千円増額ということですが、この地域支援事業費については、以前はというか、ボランティア等にも活躍していただくというようなことだったと思うんですが、しかし、実際にはなかなかそれは難しいと、この間の状況を見て思います。

それで、この地域支援事業ができたことによって、介護予防の例えば事業所、通所の場合は介護報酬が減っていると思うんですが、その点についてはどういう状況なのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

もともとあった事業が総合事業に移行したときの単価ですけれども、もとの単価をそのまま採用しまして総合事業の単価としております。ですから、単価自体は変わらないということになっております。

○京増委員

今のご説明は、総合事業が始まる前の単価と変わらない、同じ単価が支払われている、そういうことですか。それならば、事業所が赤字になって潰れてしまうと、そういうことはないということで考えておいてよろしいでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

単価自体は同じ金額で移行しておりますので、経営状況等は同じものと考えております。

○京増委員

それは本当に大切なことだと思います。介護事業所は地域の宝だと思いますので、ぜひ事業所が赤字で倒産することがないように、全国ではしかし倒産は増えるということですので、八街市の事業所が成り立つような、そういう方向でお願いをしておきたいと思います。

それから360ページ、3款1目8節の高齢者虐待防止連絡協議会委員についてですが、この高齢者の虐待の状況について、平成29年、30年と、どういう状況だったのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

すみません。虐待の件数につきましては、今ちょっと資料の方を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○小高副委員長

ほかに質問はありますか。

○京増委員

同じ1目の中の、配食サービス、それからおむつ支給業務については、去年、今年、どういう状況なのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

まず、先ほどの虐待の件数をお答えさせていただきたいと思います。平成29年度は9件、平成30年度は今現在で7件でございます。

続きまして、配食サービスですが、平成29年度で言いますと、配食数が4千893件、世帯数では135で、実人員が169名となっております。うち新規が53件でございます。平成30年度の1月31日現在で申しますと、配食数が4千167件、世帯数が134件、実人員が157人、うち新規が45件となっております。

また、続きましておむつですが、平成29年度の実績で申し上げますと、実人員で260人、平成30年度は、1月31日現在で224人となっております。

○京増委員

まずは、虐待の問題ですが、平成29年度が9件、そして平成30年度が7件というご報告だったんですが、この虐待がわかって、どのような対応をされたのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

虐待の対応ですが、状況に応じまして、同居の親族、介護支援専門員、警察等との連携をとりまして対応している状況でございます。個々のケースに応じた対応となりますので、さまざまな対応になってくるかと思えます。

○京増委員

虐待の場合は、事業所の方からの虐待もたまにはあるというふうには聞いておりますけれど、全国的にはそういうこともあると報告されているんですけど、大体は家族からの虐待ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長

京増委員、それは一般質問的な質問になるから、ちょっと。

○京増委員

わかりました。

虐待がわかったときに、ちゃんと安全な方法がとられているのかどうか、この点についてお伺いします。

○小高副委員長

いや、先ほどの答弁と変わらないと思うんですけど、田中課長。

○田中高齢者福祉課長

虐待の相手方につきましては、まず家族が一番多いということになっております。安全対策。

○小高副委員長

対応という質問でした。

○田中高齢者福祉課長

すみません。虐待につきまして、市の方の対応としましては、まず虐待を受けている方の生命を第一に考えまして、施設に緊急入所させる等の対応はとっております。

○京増委員

虐待の場合は、本当に命に関わるというようなところでは、今後も対応をしっかりとお願いして、必要と思います。

次に362ページですが、成年後見人報酬についてですが、この実績についてお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

平成30年度1月31日現在で、6件となっております。

○京増委員

一人につき、費用は毎月どのくらいかかるのでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

今、集計が平成29年度の実績で、年間ですけれども、245万4千34円となっております。

○小高副委員長

ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第17号、平成31年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をさせていただきます。

本市における介護保険の収納率は、平成29年度の収納率89.0パーセントと、県下ワーストワンでした。「介護保険料が高過ぎる。年金から引かれて手元に幾らも残らない」など、怒りの声が渦巻いています。

第7期制度では、保険料は据え置かれたものの大変高くなっています。保険料の滞納を理由にサービス利用の制限が実施されており、誰もが払える保険料にしなければ、介護が必要な人の命・暮らしを守ることはできません。低所得者に対する市独自の減免の実施及び利用料の軽減を求めます。

特別養護老人ホーム入所についても、要支援者も含め希望者全員が入居できるような、早急な施設整備も必要です。居宅介護については、介護離職、介護倒れが生じないよう、利用率を高める施策も必要です。介護のサービスが必要な人の重症化を防ぐために、十分な介護予防サービスが受けられる施策も必要です。地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、十分なサービス提供により介護予防につなげるよう求めます。そのためには、ボランティアではなく専門の介護事業所によるサービス提供が必要であり、事業所が

成り立つような介護報酬に、今後もしていただきたい、そう要望します。

介護保険制度は、3年ごとの見直しで制度改悪が続き、保険料や利用料なども引き上げられ、必要なサービスを十分受けられない、そういう状況が強まっています。介護保険創設時の、「みんなの安心 介護保険」の精神に立ち返り、制度の充実を求め、反対討論といたします。以上です。

○小高副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第17号、平成31年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時53分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員